

# 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

2022年4月28日

株式会社識学

2022年4月28日

## 吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2022年4月14日付で株式会社シキラボとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社シキラボを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

2022年4月14日付で当社と株式会社シキラボが締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はございません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第191条第3号及び第5号）

（1）吸収合併存続会社

当社においては、最終事業年度末日以降、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

（2）吸収合併消滅会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式会社シキラボの最終事業年度（2020年3月1日から2021年2月28日）に係る計算書類等は、別紙3のとおりです。

②最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度末日後の日に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

本件吸収合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。

よって、本件吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

6. 事前開示の開始日以降、効力が生ずる日までの間に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第191条第7号）

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約書

## 合併契約書(写)

株式会社識学（以下、「甲」という。）と株式会社シキラボ（以下、「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に従い吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

（合併対価の交付及び割当て）

第2条 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる直前の時における乙の株主（ただし、甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。）に対して、その有する乙の株式に代わる金銭等として、甲の株式を、割当対象株主が所有する乙の株式1株につき、甲の株式200株の割合をもって交付する。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第3条 甲は、本合併に際して、資本金及び準備金の額を変更しない。

（合併の効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日（以下、「合併期日」という。）は、2022年6月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（権利義務全部の承継）

第5条 甲は、合併期日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から合併期日に至るまで善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙の協議の上、これを行う。

（合併条件の変更等）

第7条 本契約締結の日から合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙の協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第8条 本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 合併期日の前日までに、甲又は乙の株主総会（会社法において株主総会決議が不要の場合には、それに代わる承認機関）において、本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 合併期日の前日までに、法令に定める関係官庁の承認を得られなかった場合、又はかかる承認等に本合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合
- (3) 第7条に従い本契約が解除された場合

(本契約に定めのない事項)

第9条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙の協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2022年4月14日

甲（吸収合併存続株式会社）

東京都品川区大崎二丁目9番3号大崎ウエストシティビル1階

株式会社識学

代表取締役社長 安藤 広大

乙（吸収合併消滅株式会社）

東京都品川区大崎二丁目11番1号

株式会社シキラボ

代表取締役社長 山本 翔太郎

## 別紙 2

合併対価の相当性に関する事項

## 1. 本合併に係る割当ての内容等

	当社 (吸収合併存続会社)	シキラボ (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当比率	1	200
本合併により交付する株式数	当社普通株式 6,200株	

(注) 1. 当社は、合併効力発生日前日のシキラボの株主名簿に記載又は記録された株主に、その所有する普通株式1株に対して、当社の普通株式200株を割当て交付いたします。

2. 本合併により割当てする当社の普通株式総数は6,200株であり、当社が保有する自己株式をもって割当てを行うため、新規に発行する株式はありません。

3. 本合併に伴いシキラボの株主である山本翔太郎氏に対して普通株式6,200株を割当て交付いたします。これは、本合併後も山本氏が当社の企業価値向上に向けた業績拡大に貢献するインセンティブとするために普通株式の交付を行うものです。なお、これに伴い山本氏の当社発行済株式総数に対する割合は0.08%となります。

4. 当社が保有するシキラボ株式132株については、合併に係る割当は行いません。

## 2. 本合併に係る割当ての内容の算定根拠

### i) 割当ての内容の根拠及び理由

2022年2月頃より、両社は2022年6月を目処に本合併を行うことに向け、協議・検討を進めてまいりました。当社及びシキラボは、「1. 本合併に係る割当ての内容等」に記載の本合併比率の決定にあたっては、公平性・妥当性を確保するため、当社及びシキラボから独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、あいわAdvisory株式会社（以下、「あいわ」）を第三者算定機関として選定いたしました。

当社及びシキラボは、第三者算定機関から提出を受けた合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向、シキラボの将来の業績見通し、当社グループの企業価値向上に向けた各セグメントへのリソース投下に対する費用対効果等様々な要素を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記「1. 本合併に係る割当ての内容等」の合併比率は妥当であり、それぞれの株主様の利益に資するものであると判断し、合意・決定しました。

なお、合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

### ii) 算定に関する事項

#### a. 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社は、当社及びシキラボから独立した第三者算定機関であるあいわを選定し、2022年4月14日付で、合併比率に関する算定書を取得しました。なお、あいわは、当社及びシキラボの関連当事者には該当せず、当社及びシキラボとの間で重要な利害関係を有しておりません。

b. 算定の概要

あいわは、合併比率の算定にあたる株式価値の算定方法として、上場会社である当社は市場株価法を採用し、2022年4月13日を算定基準日として、東京証券取引所グロース市場における当社株価の算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1か月間、3か月間及び6か月間の終値より算定しております。一方、シキラボについては非上場会社であるため、2022年2月末を算定基準日として、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)により算定しております。DCF法による株式価値の算定にあたっては、2023年2月期から2025年2月期までの事業計画に基づき、シキラボが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引引くことによって株式価値を算定しております。割引率については17.66%を基準に16.66%~18.66%として算定しており、計画期間以降の継続価値については、永続成長率法を採用し、評価時点において想定可能な計画期間以降の事業成長の水準を踏まえ、永続成長率を-0.5%~0.5%として算定しております。

なお、DCF法による算定の基礎となる将来の利益計画において、対前事業年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、IT人材の不足という市場環境をもとにした需要増加に伴う新規案件増加を通じた受託開発事業の売上拡大及び新規事業であるデジタル面談（現「プレゼントーク」）の本格販売による新たな収益源の創出によって2023年2月期~2024年2月期にかけて売上高の増加を見込んでおります。

これにより、2023年2月期は2022年2月期と比較して営業利益が前期比+459.2%と大幅な増益（赤字幅の縮小）となることを見込んでおります。また売上高の拡大に伴い2024年2月期についても2023年2月期と比較して営業利益が赤字の▲4百万円から13百万円へと大幅な増益となることを見込んでおります。

なお、シキラボの事業計画は本吸収合併の実施を前提としておらず、DCF法により算定した評価額には本吸収合併の実施による影響は加味しておりません。

以上の結果、当社及びシキラボの1株当たりの株式価値の範囲は次のとおりです。

【識学】

評価方法	1株当たりの株式価値
市場株価法	1,090円~1,524円

【シキラボ】

評価方法	1株当たりの株式価値
DCF法	291,929円~335,492円

以上のあいわによる当社及びシキラボの1株当たりの株式価値の算定の結果、当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法		合併比率の算定結果
当社 (吸収合併存続会社)	シキラボ (吸収合併消滅会社)	
市場株価法	DCF法	192 ~ 308

(注) シキラボ株式1株に割当てられる当社株式の数を記載しております。

iii) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は東京証券取引所グロース市場に上場しており、本合併後も継続して上場を維持する予定です。

iv) 公正性を担保するための措置

本合併に際して交付される当社の普通株式数を決定するにあたり、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及びシキラボから独立した第三者算定機関として、あいわを選定し、当社株式及びシキラボ株式に係る株式価値算定を依頼いたしました。

なお、当社及びシキラボは、あいわから本合併における交換対価の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得しておりません。

v) 利益相反を回避するための措置

本合併は、親会社である当社と子会社であるシキラボが合併するものであり、利益相反が存在することから、当社は、本合併に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会では、全ての取締役の全員一致で、本合併の合意に関する決議を行いました。また、上記の取締役会には、当社の全ての監査役が参加し、いずれも本決議に異議がない旨の意見を述べております。

## 別紙 3

株式会社シキラボの最終事業年度に係る計算書類等

# 貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	142,327	流動負債	63,634
現金及び預金	98,080	買掛金	17,397
売掛金	41,487	1年内返済予定の長期借入金	26,676
前払費用	2,758	未払金	1,689
その他	1	未払費用	9,193
		未払法人税等	226
		預り金	2,252
		賞与引当金	3,312
		その他	2,886
固定資産	21,737	固定負債	74,432
有形固定資産	1,536	長期借入金	74,432
工具、器具及び備品	1,536		
		負債合計	138,066
		純資産の部	
無形固定資産	20,200	株主資本	25,998
のれん	20,200	資本金	34,675
		資本準備金	9,675
		利益剰余金	△18,351
		その他利益剰余金	△18,351
		繰越利益剰余金	△18,351
		純資産合計	25,998
資産合計	164,065	負債・純資産合計	164,065

# 損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		140,690
売上原価		108,768
売上総利益		31,922
販売費及び一般 管理費		39,029
営業損失 (△)		△7,107
営業外収益		
受取利息	0	
助成金収入	100	
その他	3	104
営業外費用		
支払利息	34	
株式交付費	67	102
経常損失 (△)		△7,105
特別損失		
抱合せ株式消 滅差損	7,411	7,411
税引前当期純損失 (△)		△14,516
法人税、住民税及び事業税	180	180
当期純損失 (△)		△14,696

## 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
			その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	25,000	—	△3,654	△3,654	21,345	21,345
当期変動額						
株式の発行	9,675	9,675			19,350	19,350
当期純損失 (△)			△14,696	△14,696	△14,696	△14,696
当期変動額合計	9,675	9,675	△14,696	△14,696	4,653	4,653
当期末残高	34,675	9,675	△18,351	△18,351	25,998	25,998

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備 品	4年
---------------	----

#### (2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

#### (3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,802千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 163株

#### (2) 当該事業年度末における自己株式の種類および株式数

該当事項はありません。

#### (3) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

##### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

#### (4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

該当事項はありません。

以上